

## 公共下水道一時使用届の提出をお願いします

日頃より、下水道事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

東京23区内で、建設工事に伴って発生する工事湧水(地中掘削時に一時的に発生する湧き水)は、事業活動の結果として発生する汚水であり、公共下水道に排出される際には、下水道料金の対象になります。

工事湧水を公共下水道に排出される際には、あらかじめ、**公共下水道一時使用届**(裏面)及び添付書類(排水系統図、工程表、調査表等)の提出が必要になりますので、所管する下水道事務所出張所へご提出をお願いします。

なお、リチャージウェル工法等の特殊工法により、工事湧水を公共下水道に排出しない予定であっても、あらかじめ、下記下水道事務所にご相談ください。

### ◆ 東京都下水道条例(抜粋)

(使用の開始等の届出)

第8条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、管理者の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用するときは、この限りではない。

### ◆ 下水道料金の徴収について

下水道料金は使用水量に応じて算定します。また、工事湧水の使用水量は、計量容器による測定等を行って認定します。

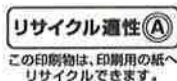
下水道料金の計算方法、届出書類、出張所所在地等の詳細については、東京都下水道局のホームページ(<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/kurasi/ryoukin/ryokin.htm>)をご覧ください。

### <問合せ先>

下水道事務所	連絡先	管轄
中部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3270-8321	千代田区、中央区、港区※、渋谷区
北部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5820-4348	文京区、台東区、豊島区、荒川区
東部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3645-9646	墨田区、江東区、港区・品川区の一部※
東部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5680-1335	足立区、葛飾区、江戸川区
西部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5343-6206	新宿区、中野区、杉並区
西部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3969-2700	北区、板橋区、練馬区
南部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5734-5041	品川区※、目黒区、大田区、世田谷区

※港区台場地区、品川区東八潮地区は東部第一下水道事務所が管轄

このリーフレットは、「東京都による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、該当する団体と契約し、作成しています。



石油系溶剤を  
含まないインキを  
使用しています。

平成28年度  
規格表第4類  
登録第61号

第9号様式の2(第26条関係)

## 公共下水道一時使用届

### 東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第8条の規定により、公共下水道の一時使用（開始・再開）について、次のとおり届け出ます。

お客さまサービス課				出張所	
課長	業務担当	課長代理	係員	課長代理	係員

届出人	区	丁目	番	号	届出年月日	年	月	日
	電話				担当者名			
料金支払場所及び 支払人氏名	印				電話			
使用場所	区	丁目	番	号				
工事名								
使用予定期間	自	年	月	日	ポンプ 台数	台	予 排 出 量	m <sup>3</sup> /日
	至	年	月	日				

- (注) 1 一時使用を休止又は廃止する場合は、別途、東京都下水道条例施行規程別記第9号様式（公共下水道使用届）により届け出て下さい。  
 2 届出人の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

## 公共下水道一時使用届 (記入例)

### 東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第8条の規定により、公共下水道の一時使用(開始・再開)について、次のとおり

**公共下水道の利用者等を記入  
(法人の代表者等)**

新宿区 西新宿二丁目 8番 1  
電話 5321-1111

**請求書の送付先住所、宛名を記入**

〒163 新宿区西新宿二丁目8番1号  
○×建設工業株式会社 経理課 下水三郎

**代表者印、役職者印、又は社判を  
押印(個人名の私印は不可)**

届出年月日 29年 4月 1日

**届出を行った日を記入**

担当者名

下水二郎

**現場担当者の氏名を記入**

電話

5321-6573

**上記担当者の連絡先を記入**

使用場所

新宿区 西新宿九丁目 99番

99号

**工事現場の住所を記入  
(登記簿上の地番ではなく、  
住居表示で記入してください。)**

工事名

西新宿プロジェクト

**建築確認書等に記載されている工事名を記入**

使用予定期間

自 29年 4月 20日

ポンプ

予定

排出量

至 29年 7月 25日

台数

2台

2 m<sup>3</sup>/日

**実際に下水道を一時使用する期間を記入  
(予定で結構です。)**

**排水作業を実施するポンプの予定台数を記入  
(予定で結構です。)**

**工事期間中の予定排出量を記入  
(予定で結構です。)**

(注) 1 一時使用を(予定で結構です。) 2 届出人の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

**出張所一覧**  
(公共下水道一時使用届の提出先)

所管地域	所課名	所在地 電話番号
千代田区	中部下水道事務所 千代田出張所	千代田区大手町2-6-2 3270-7325
中央区	中部下水道事務所 中央出張所	中央区日本橋箱崎町44-9 3668-8661
港区(台場地区を除く)	中部下水道事務所 港出張所	港区三田2-20-14 3798-5243
渋谷区	中部下水道事務所 渋谷出張所	渋谷区東2-13-6 3400-9477
文京区	北部下水道事務所 文京出張所	文京区千石4-29-4 5976-2516
台東区	北部下水道事務所 台東出張所	台東区蔵前2-1-8 5821-2401
豊島区	北部下水道事務所 豊島出張所	豊島区雑司が谷1-11-9 3989-8523
荒川区	北部下水道事務所 荒川出張所	荒川区荒川8-25-1 5615-2891
墨田区	東部第一下水道事務所 墨田出張所	墨田区横網1-4-12 3622-7005
江東区 港区のうち台場地区 品川区のうち東八潮地区	東部第一下水道事務所 江東出張所	江東区東陽7-1-14 3645-9273
足立区	東部第二下水道事務所 足立出張所	足立区西伊興1-2-23 3855-7411
葛飾区	東部第二下水道事務所 葛飾出張所	葛飾区小菅1-2-1 3602-5755
江戸川区	東部第二下水道事務所 江戸川出張所	江戸川区松江5-22-10 5658-4481
新宿区	西部第一下水道事務所 新宿出張所	新宿区上落合1-2-40 3363-9931
中野区	西部第一下水道事務所 中野出張所	中野区新井3-37-4 5343-5651
杉並区	西部第一下水道事務所 杉並出張所	杉並区下井草2-6-13 3394-9457
北区	西部第二下水道事務所 北出張所	北区浮間4-27-1 3969-6490
板橋区	西部第二下水道事務所 板橋出張所	板橋区大谷口北町52-1 5965-2161
練馬区	西部第二下水道事務所 練馬出張所	練馬区豊玉北4-15-1 5999-5650
品川区(東八潮地区を除く)	南部下水道事務所 品川出張所	品川区西品川1-8-1 3495-0351
目黒区	南部下水道事務所 目黒出張所	目黒区下目黒2-1-15 3491-7867
大田区	南部下水道事務所 大田出張所	大田区大森西7-4-24 3764-3691
世田谷区	南部下水道事務所 世田谷出張所	世田谷区弦巻4-30-1 5477-2120